

岬町公告第 10 号

岬町コミュニティバス期日前投票利用時無料乗車事業実施要綱を次のとおり改正する。

令和 7 年 8 月 26 日

岬町長 田 代 堯

令和 7 年岬町要綱第 49 号

岬町コミュニティバス期日前投票利用時無料乗車事業実施要綱

制 定 令和 7 年 6 月 16 日
最終改正 令和 7 年 8 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、期日前投票を行う町内の選挙人に対し、岬町コミュニティバス（支線を含む。以下「コミュニティバス」という。）を無料で乗車できるサービスを提供することにより、投票の利便性の向上及びコミュニティバスの利用促進を図るため、岬町コミュニティバス期日前投票利用時無料乗車事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「選挙人」とは、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定に基づいて、選挙人名簿に登録されている者をいう。

(対象者)

第 3 条 本事業の対象となる者は、本町の選挙人であって、期日前投票する当日に選挙権を有する者及びその介助者又は同行者（小学生以下に限る。）とする。

(利用方法等)

第 4 条 本事業の利用方法は次のとおりとする。

- (1) 選挙人は、期日前投票をする当日コミュニティバスを利用する際に、コミュニティバスの運転手に対し、期日前投票に行く旨を伝え、投票所入場整理券がある場合には運転手に提示する。この場合において、下車の停留所は、「岬町役場」に限る。
- (2) 期日前投票が済んだ選挙人が投票の帰りにコミュニティバスを利用する際は、期日前投票所において当日交付された乗車券を運転手に提示する。

(運賃の無料化)

第5条 前条の規定により本事業を利用した者のコミュニティバス運賃は、無料とする。

(無料となった運賃の負担)

第6条 町長は、前条の規定により無料とした運賃を、選挙に係る経費により負担することができる。

(運賃の徴収)

第7条 町長は、虚偽その他不正な手段による本事業の利用が判明したときは、当該利用者に対し、コミュニティバス運賃に相当する額を請求することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。